官

める基準を定める件)の一部を次のように改正す ン種のマンゴウの生果実に係る農林水産大臣が定 果実並びにアーヴィン種、 十号(台湾から発送されるソロ種のパパイヤの生昭和五十七年五月二十日農林水産省告示第七百八 七十三号)別表二の付表第十一の規定に基づき、植物防疫法施行規則(昭和二十五年農林省令第〇農林水産省告示第二千八十三号 カイト種及びハー デイ

平成十六年十二月一日

一中「ソロ種」の下に「及び台農二号種」を加農林水産大臣(島村)宜伸

える。 五度」を「摂氏四十六・五度」に改め、同二を同十度」に改め、同三を同四とし、同二中 四十六・氏二十度」に改め、同三中「二十度」を「摂氏二 に、「五十度」を「摂氏五十度」に、二十度」を「摂イヤ生果実」に、四十六度」を「摂氏四十六度」を「ソロ種のパパ 三とし、同○の次に次のように加える。 度を一定の上昇率で摂氏四十三度になるまで 蒸熱処理施設において、生果実の中心部の温台農二号種のパパイヤ生果実については、

実の中心部の温度が摂氏四十七・二度になる 上げ、引き続き、飽和蒸気を使用して、 生果